

議案第 3 号

西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

西脇市個人情報保護条例（平成17年西脇市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護</u>に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等（以下同じ。））、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人</u>（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び事業を営む個人をいう。）(略) (9) (略) (適用除外等) 第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他同法第52条に規定する個人情報 (2)・(3) (略) 2 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)～(7) (略) (8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報保護</u>に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下同じ。））、<u>地方公共団体及び地方独立行政法人</u>（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び事業を営む個人をいう。）(略) (9) (略) (適用除外等) 第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他同法第52条第1項に規定する個人情報 (2)・(3) (略) 2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。